

保育士キャリアアップ研修の実施について

1 保育士キャリアアップ研修について(国の制度概要)

(1) 概要

- 技能・経験を積んだ保育士等の処遇改善(以下「処遇改善Ⅱ」という。)の実施にあわせ、保育士等が職務・職責に応じた技能を習得するための研修(保育士キャリアアップ研修)の実施が国において検討されています。
- 研修については、原則として都道府県が実施することとされており、分野別に研修を体系化し実施することが求められています。

(2) 研修分野

- 国から示されている研修分野は以下の8分野。研修時間は1分野につき、15時間(2～3日)程度と示されています。

- | | | | |
|-------------|---------------|---------|------------|
| ① 乳児保育 | ② 幼児教育 | ③ 障害児保育 | ④ 食育・アレルギー |
| ⑤ 保健衛生・安全対策 | ⑥ 保護者支援・子育て支援 | | |
| ⑦ マネジメント | ⑧ 保育実践 | | |

(3) 処遇改善Ⅱとの関係について

- 処遇改善Ⅱの対象として加算を受けるためには、対象の職種ごとに以下のとおりキャリアアップ研修の受講が必要です。
 - ① 副主任保育士(4万円の対象、経験年数概ね7年以上)
 - (2)の⑦マネジメント+①～⑥から3分野の計4分野を受講
 - ② 専門リーダー(4万円の対象、経験年数概ね7年以上)
 - (2)の①～⑥から4分野を受講
 - ③ 職務分野別リーダー(5千円の対象、経験年数概ね3年以上)
 - (2)の①～⑥のうち担当する職務分野の研修を受講(最低1分野)
- ただし、研修の受講については、平成29年度は要件とせず、平成30年度以降は、研修の受講状況等を踏まえ決定することとされています。
- **⑧保育実践については、新卒保育士や潜在保育士向けの研修であり、現在のところ処遇改善Ⅱの要件とはされていません。**

(4) 幼稚園教諭のキャリアアップ研修について

- 幼稚園教諭についても保育士と同様に技能・経験を積んだ職員等に対する処遇改善の実施が予定されており、保育士と同様に研修の受講も要件とされています(受講する研修分野は保育士と異なるが、一部重複)。
- 幼稚園教諭のキャリアアップ研修における研修分野は以下のとおりです。
 - ①教育・保育理論
 - ②保育実践★
 - ③特別支援教育
 - ④食育・アレルギー★
 - ⑤保健衛生・安全対策★
 - ⑥保護者支援・子育て支援★
 - ⑦小学校との接続
 - ⑧マネジメント★
 - ⑨制度や政策の動向
- ※ ★印が保育士のキャリアアップ研修と重複する分野。